

核兵器廃絶に向けた取り組みと核兵器禁止条約に参加できるような橋渡しとしての
役割を担うことを求める意見書

国際社会において、これまでも核兵器の廃絶や恒久的な世界平和の創生に向けた取り組みが進められてきている中で、国連本部において本年7月7日に122カ国の賛成により「核兵器禁止条約」が採択された。

この条約は、核兵器の非人道性を明示し、その使用や実験、保有など法的に禁止する国際条約であり、多くの核兵器非保有国の支持・賛同を集め、発効する見通しである。

このように初めて厳しい国際規範が誕生することは画期的であるが、今後も核兵器廃絶の実現に向けた特段の取り組みが必要である。

日本が取り組むべきことは、この条約に至るまでの過程において大きな課題となった核保有国と非核保有国との溝を着実に埋めていく作業である。

本市は、「座間市原水爆禁止協議会」を結成し、1982年に「核兵器廃絶平和都市宣言」をし、半世紀以上にわたって核兵器廃絶と恒久平和の実現に向けて、地道に根強く運動を展開してきた。

よって、本市議会は、国及び政府に対して、唯一の戦争被爆国である日本の使命を果たすため、核兵器保有国と非保有国の全てが「核兵器禁止条約」に参加できるような橋渡しとしての役割を担い、政府として参加するに当たり抱えているさまざまな課題を解決し、対話を通し具体的な軍縮への歩みが着実に進むよう、核兵器廃絶に向けた一層の取り組みを求めるものである。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成29年12月18日

内閣総理大臣
総務大臣 殿
外務大臣

座間市議会議長 京 免 康 彦